



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 131 2015年07月31日

## 台灣 商標法施行細則部分改正条文 (和訳)

### 記

台灣商標法施行細則の部分改正については「Vol. 130 2015 年 7 月 1 日」で対照表を添えてご案内しましたが、2015 年 7 月 13 日付で以下の通り公布・施行されました。

2015 年 07 月 13 日改正公布・施行

(経智字第 10404603220 号)

## 商標法施行細則第 4 条、第 27 条、第 36 条 改正条文 (和訳)

第 4 条 本法及び本細則が規定する提出すべき証明書類については、原本又は正本で提出しなければならない。但し、次に掲げる事情の 1 つに該当するときは、写本で代用することができる。

- ① 原本又は正本が既に商標責任官庁に提出済であり、且つ該提出済書類に付与された番号を明記しているとき。
- ② 当事者は提出した写本が原本又は正本と相異なることを釈明したとき。商標責任官庁は写本の真実性を確認する必要が認めるとときは、当事者に原本或いは正本を提示してもらい、相違ないことを照合し、返却する。

第 27 条 商標の登録出願を分割申請するときは、申請書を以って分割の件数及び分割後の各商標の指定商品又はサービスを明記しなければならない。

2. 分割後の各商標登録出願案件の指定商品又はサービスが重なることは認められない。且つ原出願が指定する商品又はサービスの範囲を超えてはならない。

Inserted Text is here.

3. 公告決定となったが登録公告前に分割申請をするときは、商標責任官庁は出願人が登録料納付して商標登録公告に進んでから、商標権の分割を行わなければならない。

第36条 商標権を分割請求するときは、第27条第1項及び第2項の規定を準用し、且つ分割件数毎に分割申請書の副本を添付して提出しなければならない。

2. 商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は分割後の商標毎に商標登録証を発行しなければならない。

以上